

高齢者虐待防止に関する指針

社会福祉法人 新潟臨港福祉会

特別養護老人ホーム桃山園

デイサービスセンター桃山園

ケアハウス桃山園

居宅介護支援事業所ここあん

デイサービスセンターここあん

訪問介護ステーションここあん

目次

1	高齢者虐待防止に関する基本的考え方.....	1
2	高齢者虐待防止対策委員会その他施設内の組織に関する事項.....	1
3	虐待防止のための職員研修に関する基本方針.....	2
4	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針.....	3
5	虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項.....	3
6	成年後見人制度に関する事項.....	3
7	虐待等に係る苦情解決方法に関する事項.....	4
8	入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項.....	4
9	その他虐待防止の推進のために必要な事項.....	4

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
正当な理由もなく身体を拘束すること。
- ② 介護・世話の放棄・放任
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること。又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分すること。その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 高齢者虐待防止対策委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 高齢者虐待を適正化することを目的に身体拘束廃止検討委員会内に「虐待防止委員会」も設置する。
- (2) 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組織し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討します。また委員会にて検討された結果に関しては、職員に周知徹底を図ります。

- (3) 構成メンバーは以下のメンバーで構成する。
施設長 業務課長 主任看護師 生活相談員
主任介護士又は副主任介護士 介護支援専門員 管理者
- (4) 虐待防止検討委員会は定期的に、身体拘束適正化検討委員会と併せて、委員長の招集により開催する。
- (5) 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 虐待防止検討委員会その他法人内の組織に関すること
 - ② 虐待防止の為の指針の整備に関すること
 - ③ 虐待防止の為の職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止の為の研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであると共に、当法人における指針に基づき虐待防止を徹底します。
- (2) 具体的には下記のプログラムにより実施します。
 - ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ② 高齢者権利擁護／成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場所の改善策
- (3) 実施は定期的に行います。また、新規採用時には必ず虐待防止の為の研修を行います。
- (4) 研修内容に関しては、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、記録として保存する。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合には、役職位を問わず厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6 成年後見人制度に関する事項

利用者等又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は施設内に掲示すると共に、ホームページにも掲載し、入所者等及び家族がいつでも閲覧できるようにする。

9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針を令和5年9月1日より施行する。